平成２１年（フ）第６４３号
埼玉県戸田市下前１丁目10番　戸田団地第４号棟第1005号室、住民票上の住所埼玉県戸田市中町２丁目18番３―104号
債務者　川眞田惠子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
さいたま市浦和区大東３丁目９番12号
債務者　藤江　正幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
埼玉県春日部市備後西２丁目６番40号　ユースハイツＢ棟202号
債務者　阿部　光一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
千葉県山武郡横芝光町芝崎南116番地16
債務者　阿部　　榮
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７号
千葉県匝瑳市八日市場イ2479番地
債務者　元倉　良子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１号
千葉県銚子市春日町2241番地の１　コティジ宮本Ｆ
債務者　阿尾　安啓
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１号
千葉県香取市小見川871番地７
債務者　糀　　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第２２３号
神奈川県厚木市下荻野528番地４　エスペランサ202
債務者　西岡浩四郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２２９号
神奈川県秦野市渋沢２丁目25番８号コーポさつきＢ　101号
債務者　志村　正幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２３０号
神奈川県秦野市曲松２丁目７番６号　パストラル渋沢301号
債務者　志村　綾香
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５９号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目18番30号　コスモ桜台201号
債務者　北村　浩之
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０８号
神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目５番38号大塚方
債務者　大塚　綾子（旧姓濱）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２４３号
新潟県新潟市西区新中浜１丁目13番地６
債務者　北上　　守
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８３号
新潟県新潟市東区上木戸３丁目８番38号
債務者　大橋　文夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９８号
新潟県新潟市東区石山４丁目17番25号　メゾン小林107号
債務者　倉田　隆子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０２号
新潟県新潟市東区牡丹山４丁目19番13号
債務者　渡辺　真珠
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１１号
新潟県新潟市西区鳥原2430番地２
債務者　山本美江子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部